

## 外務省認定事務局

外国報道機関受入センター (CAPE)  
Maison de la Radio  
116 avenue du Président Kennedy  
75220 Paris cedex 16

連絡先：Roseline MAROS  
Tél +33 1 56 40 50 22 – Fax +33 1 56 40 50 21

外国報道機関の駐在特派員としてフランス領土に滞在する場合、フランス国籍保持者も外国籍保持者と同様に職業ジャーナリストとしての認定を受けるために入国管理上の職業・制度を規定した法律に基づいた手続きをとる必要がある。

### 2002年1月1日より定められた条件

#### A. 身分証明書

- フランスの身分証明書  
(フランス国籍者または二重国籍者)  
または
- 長期ビザ (ビジタービザ・Dタイプ) を  
取得した有効期限内にあるパスポート  
(フランス非居住者)
- 滞在許可書

B. 所属報道機関がフランス外務省に宛てた手紙。  
フランスに駐在特派員として任命する旨および  
その者の役職・給与を明記すること。  
(給与証明書か銀行証明書を付ける)

C. 銀行の勘定証明書 (RELEVÉ D'IDENTITÉ BANCAIRE)

D. 証明写真2枚

E. 履歴書

書類に不備があると審査が遅れます。

### 記者証の取得方法

#### A1. パリ在住者

外務省が交付した証明書を警察署に提出する。  
(地下鉄最寄駅 CITE, 5番事務所)

- 事務所 « Europe » (CEE)
- 事務所 « Sud-Est » (アフリカ・マグレブ)
- 事務所 « 1509 » (その他の国)

#### A2. パリ郊外および地方在住者

居住する県が管轄する警察署

B. 滞在許可書申請の受領書 (RECEPISSE DE DEMANDE  
DE CARTE DE SEJOUR) (仮滞在許可書) を受け取る。

C. 受領書のコピーを認定事務局に FAX で送る。  
FAX No. 33 1 56 40 50 21

手続きには内務省へ書類を送付後約3ヶ月を要する。

D. 内務省より直接面談を要請する連絡が来る。

E. 認定事務局にて記者証の発給。(要予約)

駐在特派員の記者証を保持したとしても、その他賃金を伴う労働や自由業、貿易業、経営業、  
ならびに領事館の外交官やそれに同等するような職務を兼任することはできない。